

アシスト ソリューション研究会 会則

第1条 名称

本会は、アシスト ソリューション研究会と称する。

第2条 目的

各会員およびこれに所属する参加メンバーの事業活動の効率化や質の向上にとって有用となる情報を得ることを目的とする。

第3条 活動

ITに関連した各社が抱える課題や共通の悩みについて、会員同士で知恵を出し合い解決策を主体的に考えることで、知識・経験・情報の交換や仲間づくりにつなげる場とする。

前条の目的を達するため、本会は下記の活動を行う。

- 1) 小グループに分かれた共同研究
- 2) 講演会・勉強会の開催
- 3) 情報交流会(サロン形式)の開催
- 4) その他本会の目的を達するために必要な活動

上記の活動の結果、この会の名義で作成する著作物に係る著作権(著作権法第27条および第28条の権利を含む)は、各会員が従前から保有していた著作権を除き、株式会社アシストに帰属させ、著作者は著作者人格権を行使しないものとする。ただし、特に定めない限り、当該著作物を有償で頒布する以外の目的で、会員が自らの企業・団体内で利用する限りにおいてこれを複製することを妨げない。また、これらの著作物は本会の発展および入会を促進する活動に限り、役員会了解のもと非会員に公開することができる。

会員および参加メンバーは、上記の活動において撮影等された活動風景(写真、動画等)は、本会のPRのため、株式会社アシストのWebサイトや紹介資料、また各種メディア等に掲載することに同意するものとする。

第4条 会員

1. 会員登録
本会は、会員登録制とする。
2. 会員資格
本会の会員資格は、株式会社アシストが提供するITソリューションや各種サービスを導入されている企業・団体とする。ただし、上記以外でも会員および事務局の推薦により役員会で承認された企業・団体は会員となることができる。
3. 会費
本会の会費は無償とする。
4. 入会手続き
別途定める入会申込書を事務局に提出するものとする。なお、会員登録は、第3条規定の各活動に参加するメンバー(参加メンバー)を申請する際に、責任者を記載することで行う。なお、参加メンバーは会員に所属する者に限り、一社から複数名参加可能とする。
5. 退会手続き
会員が、活動期間中に本会の退会を希望する場合は、事務局にその旨を届け出るものとする。会員が本規約を順守できない場合は、手続きの有無に関わらず退会となる場合ないし参加メンバーの変更を求める場合がある。
6. 変更事項の届け出
会員は入会時に提出した入会申込書の記述事項に変更が生じた場合は、速やかに変更事項を事務局に届け出なければならない。

第5条 機密の保持

会員は本会にて知り得た情報については、互いに機密を保持するものとし、第三者に発表するときには、相手会員の承諾を得てこれを行う。ただし、公知になった情報についてはこの限りではない。また、会員が本会を退会した後も、本条項を順守し、参加メンバーに変更があった場合は、参加メンバーから外れた者に引き続き本条項を遵守させるものとする。

第6条 禁止事項

本会では、会員が以下の行為を行うことを禁止する。

- 1) 公序良俗に反する行為
- 2) 他の会員または第三者の権利を侵害する行為、その他法令等に反する行為
- 3) 他の会員または第三者を誹謗中傷する行為
- 4) 宗教活動、選挙運動、営業活動など、当会の目的にそぐわない行為
- 5) 会の運営を妨げ、あるいは会の信頼を毀損するような行為
- 6) 会の運営のために収集した個人情報を、会運営以外の目的で利用する行為
- 7) 反社会的勢力の関与が疑われる行為

第7条 役員

1. 役員の構成

本会の役員は次の通りとする。

- 1) 会長 1名
会長は本会を代表して会務を統括し、役員会・報告会を招集する。
- 2) 副会長 若干名
副会長は会長の活動を補佐する。
- 3) 幹事 若干名
幹事は本会の企画立案および運営を補佐する。
- 4) アドバイザー
本会の活動を支援する。

2. 役員の任期

役員の任期は2年とする。ただし、留任を妨げない。

第8条 役員会

役員会は毎年一回開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。
議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

役員会の付議事項は次の通りとする。

- 1) 活動における報告および計画の承認
- 2) 会則の改定
- 3) 役員の改選
- 4) 会員の加入等に関する承認
- 5) その他会務執行に関する重要事項

第9条 進捗報告会

進捗報告会は役員・研究活動を行う各グループのリーダーにより構成され、会長が随時招集する。
進捗報告会の付議事項は次の通りとする。

- 1) 各グループによる研究活動・運営に関する事項
- 2) その他重要事項

第10条 事務局

事務局は、株式会社アシスト内に設置し、本会の運営を円滑に行うための庶務一般および各活動の補佐を行う。

第11条 会計

1. 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。
2. 本会の会費は無償とする。
3. 本会が主催する各種の活動に参加する場合には、その内容により参加費を徴収することもある。

第12条 雑則

本会則に定めのない事項ならびに疑義のある事項については、事務局にて別途協議し、適宜役員会に諮り、処理するものとする。

付 記 本会則は1997年4月1日をもって発効するものとする。

2002年4月 改定
2007年1月 改定
2012年1月 改定
2014年1月 改定
2025年10月 改定